

## +松山市創業者支援利子補給制度の創設について

### 1. 目的

世界的な景気の悪化から、本市の経済環境においても、創業者の減少など厳しい状況になっています。このような中、「創業したばかりの時期に資金面やアドバイスなどのサポートがないと事業が育たない。」との声もあり、創業にかかる支援を松山市、経済団体（松山商工会議所・北条商工会・中島商工会）及び日本政策金融公庫が一体的に実施することにより、市内での新産業、新事業の創出を促進し、本市経済の活性化を図ります。

### 2. 利子補給制度の内容

#### 対象融資

- ・（株）日本政策金融公庫の創業に係る資金の融資
- ・ H24. 4. 1～H27. 3. 31 の間に融資を実行したもの

#### 利子補給対象期間

- ・ 利子の支払開始後 2 年間

#### 利子補給率

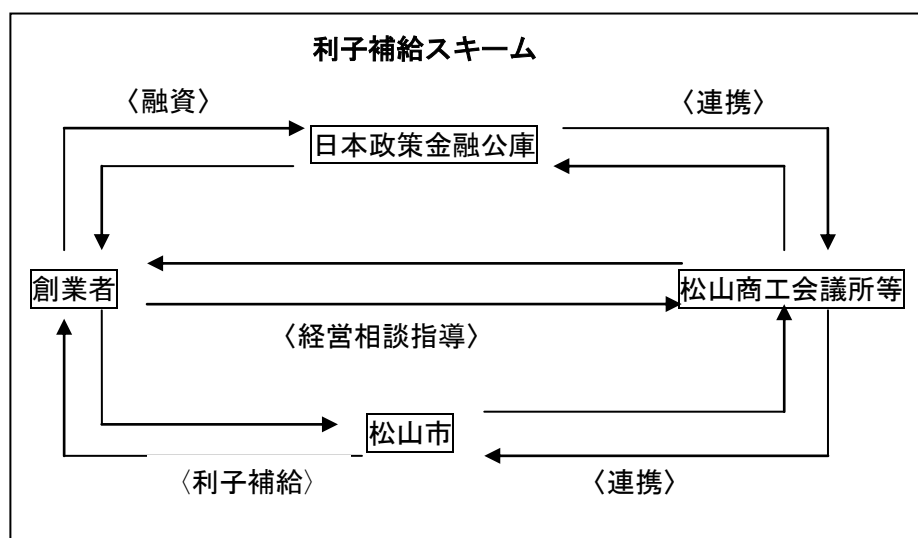
- ・ 年 1.0%以内

#### 対象者

- ・ 松山市内に住所を有する個人企業、または本店を有する法人であること
- ・ 創業前もしくは創業後 6 カ月以内に融資を受けていること。
- ・ 融資後 6 カ月以内に事業を開始していること。
- ・ 市税を滞納していないこと。

### 3. 効果

- ・ 貸出利率が低減されることで、創業者の負担が軽減される。
- ・ 松山商工会議所・北条商工会・中島商工会を窓口とすることにより、創業後においても継続的にサポートできる体制を整えられる。



※なお、松山市では創業にかかる相談業務として、創業の準備相談や創業後の経営指導等を実施する経営サポーターを中央商店街に配置し、創業者の掘り起こしと創業者の経営を支援する創業者経営サポート事業を松山商工会議所及び日本政策金融公庫と連携して実施します。この創業者経営サポート事業と創業者利子補給制度を連携させるなど創業にかかる支援を一体的に実施します。